

# 2026 3月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

福島労働局

ハローワーク会津若松  
〒965-0877 会津若松市西栄町2-23  
TEL0242(26)3333  
ハローワーク喜多方  
〒966-0853 喜多方市字千町8374  
TEL0241(22)4111  
ハローワーク南会津  
〒967-0004 南会津町田島字行司12  
TEL0241(62)1101

●有効求人倍率(令和8年1月分) 会津地域:1.37倍 福島県:1.20倍 全国:1.18倍

●労働力調査(令和8年1月分) 完全失業率:2.7% 完全失業者数:179万人

\*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

## 最近の雇用失業情勢(令和8年1月分)

●有効求人倍率は1.37倍(会津若松:1.39倍 喜多方:1.14倍 南会津:1.82倍)となり前年同月を0.06ポイント上回りました。

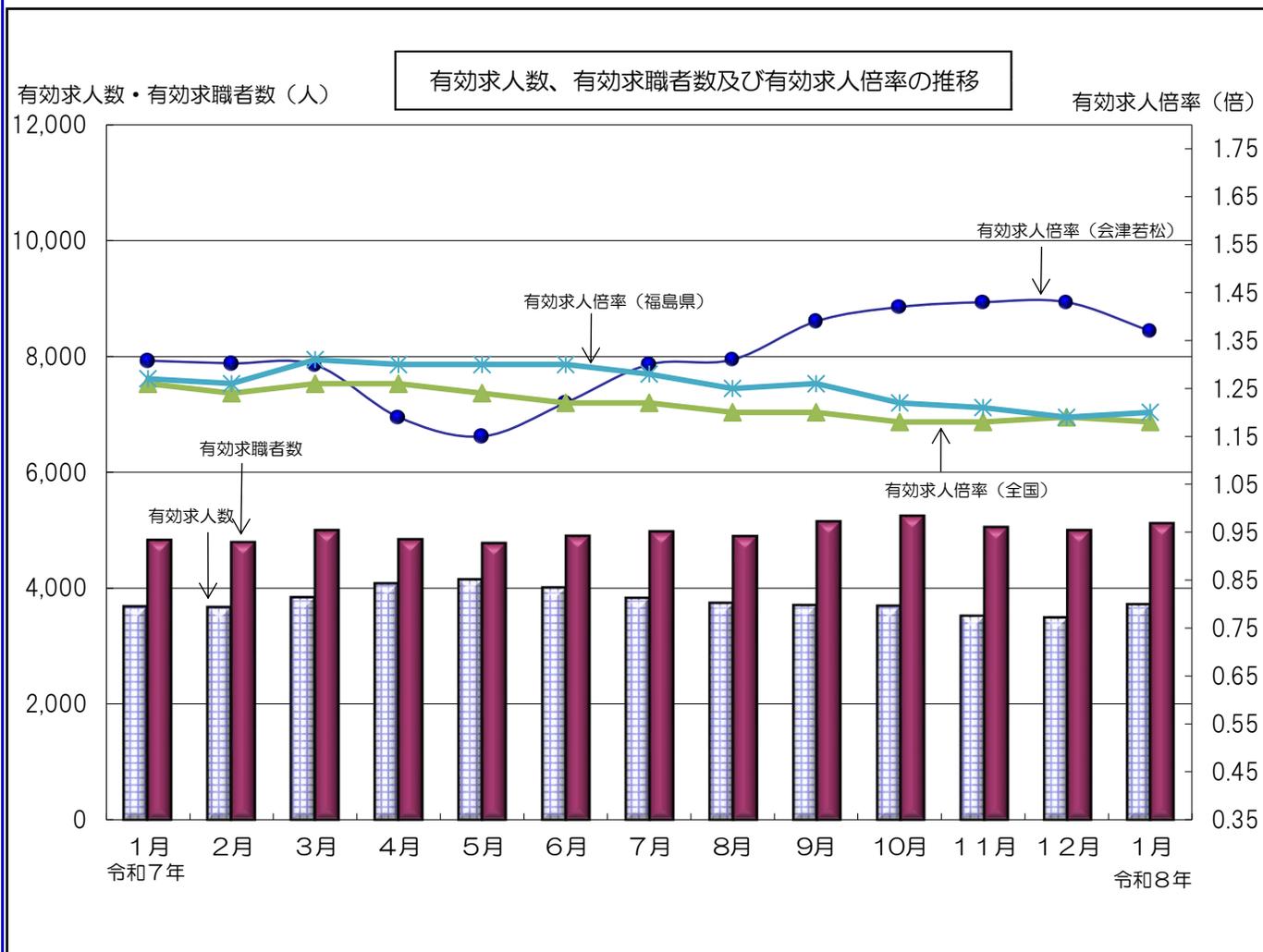
●正社員有効求人倍率は1.17倍で前年同月を0.09ポイント上回りました。

●求人数、求職者数をみると

- 月間有効求人数は5,105人となり前年同月比284人増加(5.9%増)
- 月間有効求職者数は3,721人となり前年同月比35人増加(0.9%増)
- 新規求人数は1,955人となり前年同月比278人増加(16.6%増)
- 新規求職者数は996人となり前年同月比49人増加(5.2%増)



福島労働局職業安定部・  
ハローワーク  
公式マスコットキャラクター  
福まる



# 精神障害者雇用促進セミナーを開催しました

お問合せ先：ハローワーク会津若松雇用指導官  
電話0242(26)3333 (32#)

ハローワーク会津若松では、精神障害者の雇用についての理解と障害者雇用の取り組みの参考としていただくことを目的として、1月28日（水）アピオスペースにおいて「精神障害者雇用促進セミナー」を開催しました。

セミナーでは、ハローワーク会津若松担当者からの障害者雇用に関する説明に続き、福島県障害者職業センターの岡本障害者職業カウンセラーから「精神障害者の雇用管理について」の説明、そして昨年10月に障害者雇用に関する優良な中小事業主の認定である「もにす認定」を受賞された株式会社三義漆器店 代表取締役曾根佳弘様から「障害者雇用の実例について」と題し、実務に即した有意義な講演をいただき、最後に会津障害者就業・生活支援センターふろんていあ様から、「地域における障害者に対する総合的な支援について」説明をいただきました。

当日は企業の人事担当者など28人が参加し、熱心にメモを取りな



# 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門  
電話0242(26)3333 (31#)

項目	令和8年1月			令和7年1月		
	男	女	常用	男	女	常用
1 新規求人数	1,955	-	1,758	1,677	-	1,507
2 月間有効求人数	5,105	-	4,494	4,821	-	4,245
3 新規求職申込件数	996	491	503	947	510	435
うち45歳以上	610	323	287	602	358	242
4 月間有効求職者数	3,721	1,838	1,878	3,686	1,901	1,780
うち45歳以上	2,190	1,146	1,044	2,217	1,236	978
5 紹介件数	729	328	400	744	366	378
うち45歳以上	391	191	200	387	212	175
6 就職件数	226	106	120	225	101	123
うち45歳以上	119	57	62	120	59	61
7 充足数	211	-	176	208	-	173
8 新規求人倍率	1.96	-	1.93	1.77	-	1.85
9 有効求人倍率	1.37	-	1.29	1.31	-	1.25
10 就職率（%）	22.7	21.6	23.9	23.8	19.8	28.3
うち45歳以上	19.5	17.6	21.6	19.9	16.5	25.2
11 充足率（%）	10.8	-	10.0	12.4	-	11.5

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

新卒者の採用を  
検討されている  
事業主の皆様へ

**2026年2月1日から**

**求人者マイページにより申込開始**

**2027年3月 卒業予定者対象**

# 大卒等求人申込みのご案内

ハローワークでは、2027年3月に大学院、大学、短大、高等専門学校、専修学校及び公共職業能力開発施設卒業（修了）予定者（以下「大卒等」といいます。）を対象とした求人票について、求人者マイページによる申込みを2026年2月1日（日）から開始します。

将来、企業や地域の発展につながる若い人材確保のため、早期に採用計画をご検討のうえ、一人でも多くの学生に応募機会を提供いただきますようお願いいたします。

## 申込み手続きの流れ



2026年  
2月1日以降  
求人申込み

- 大卒等求人申込みは、**管轄のハローワークもしくはハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設し**、求人申込の手続きをしてください。
- 大卒等求人は、少なくとも卒業後3年以内の既卒者も応募可能としていただきますようお願いいたします。（※1 「指針」第二の三（一）に基づく）
- ※ 既卒者の応募が可能で、通年採用（入職時期を限定しない）が可能な求人については、早期に就職を希望する既卒者への職業紹介に活用するため、求人受理時に通年採用の可否を確認させていただきます。

2026年  
4月1日以降  
求人の公開

- 求人票は新卒応援ハローワークやハローワークで公開するとともに、ご希望によりインターネットを通じて全国の各学校・学生に情報提供します。
- ※ 早期（翌年4月を待たず）に就職を希望する既卒者に対しては、既卒採用が可能であり、かつ、通年採用（入職時期を限定しない）が可能な求人については、求人公開開始前であっても、ハローワークからの紹介を可能としています。

2026年  
6月1日以降  
応募・問合せ

- 求人への応募は、ハローワークからの紹介もしくは学生自身が直接事業所へ応募・問い合わせすることになりますので、ご対応をお願いします。
- ※ 学生が直接応募した場合は、最寄りのハローワークで紹介状の交付を受けるよう指示をお願いします。

面接・選考

- 応募者本人の適性・能力を基準とした**公正な採用選考**を行ってください。

2026年  
10月1日以降  
採用内定

- 正式内定は、政府の「就職・採用活動に関する要請」、大学側「申込せ」に基づき**10月1日以降**をお願いします。
- また、応募終了の際は、求人をお申込みいただいたハローワークにご連絡をお願いします。

春季一括採用とともに、通年採用や秋季採用の導入等についても積極的なご検討をお願いいたします。

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期

【広報活動】  
卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

【選考活動】  
卒業・修了年度の6月1日以降

詳しくはこちらから

●就職・採用活動に関する要請（内閣官房ホームページ）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku\\_katsudou\\_yousei/2026nendosotu/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2026nendosotu/index.html)

※1「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針」（平成二十七年厚生労働省告示第四百六号）」

自社の採用選考における質問事項を  
チェックしてみましょう！

エントリーシート編

- 本籍や帰省先を記入する欄がある
- 合理的・客観的な必要性がないのに健康状態や既往歴を記入する欄がある
- 家族構成や家族の職業など、家族に関することを記入する欄がある

採用面接編

- 場を和ませるつもりで、家族や出身地に関する話を聞いている
- 家の開取り、借家・持ち家などの住宅状況について聞いている
- 思想や信条に関する話、愛読書などについて聞いている

1つでもチェックが入ったら、不適切です

上記の項目は本人の適性や能力と関係ありません。質問項目から外しましょう。

採用基準とするつもりがなくてたずねた内容であっても、回答を受け、いったん適性と能力に関係のない事項を把握してしまった結果、採否決定に影響を与える可能性も出てきます。

エントリーシートや面接の質問内容には、十分な配慮が必要です。

質問事項を事前に調整するなど、面接担当者間で不適切な質問に対する認識を共有しましょう。

※平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました

現在もお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じています。同和問題に関する差別は許されないものであるという認識の下、本籍や出身地を採否に影響させることなく、本人の適性・能力に基づいた採用基準にすることによって部落差別のない公正な採用選考を実現しましょう。

詳しくは最寄りのハローワークまで



(事業主のみさまへ)  
詳しくは  
公正採用選考特設サイト



出身は  
どこ？

親の  
職業は？

何人  
兄弟？



その質問：  
「面接」で必要？

あなたの会社は大丈夫？  
人権に配慮した公正な採用選考が  
できているか、チェックしてみましょう

LEI70401 (001)

雇用保険業務取扱状況

項 目		令和8年1月	令和7年1月	前年同月比(%)	
適用関係	新規適用事業所数	11	6	83.33	
	廃止事業所数	7	7	0.00	
	月末現在事業所数	4,918	4,984	▲ 1.32	
	資格取得者数	489	546	▲ 10.44	
	資格喪失者数	968	876	10.50	
	月末現在被保険者数	66,731	68,057	▲ 1.95	
給付関係	一般(基本手当)	受給資格決定件数	229	196	16.84
		受給者実人員	815	747	9.10
	高齢給付	受給者数	88	81	8.64
	短期特例	受給者数	101	131	▲ 22.90
	再就職手当	支給人員	36	38	▲ 5.26
就業促進定着手当	支給人員	20	26	▲ 23.08	
	高年齢	受給要件確認件数	15	27	▲ 44.44
雇用継続給付	介護休業	受給者実人員	718	861	▲ 16.61
		受給者数	7	6	16.67
育児休業給付	育児休業	受給要件確認件数	76	56	35.71
		受給者実人員	535	514	4.09
教育訓練給付	一般教育訓練	受給者数	9	11	▲ 18.18
	専門実践教育訓練	受給者実人員	1	2	▲ 50.00